

広島県警察本部告示第1号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月25日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 鉄道警察隊庁舎 広島市南区松原町1番2号の<u>地域部地域課</u>（<u>鉄道警察隊に限る。</u>）が使用する庁舎をいう。 (6) 略 <u>(7)・(8) 略</u> <u>(9) 高速隊庁舎 広島市安佐南区川内二丁目8番1号の交通部高速道路交通警察隊が使用する庁舎をいう。</u> (10)・(11) 略 (12) 航空隊広島空港庁舎 三原市本郷町善入寺94番地の22の<u>警備部警備課</u>（<u>広島県警察航空隊に限る。</u>）が使用する庁舎をいう。 (13)・(14) 略 (庁舎取締りの所掌) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 別館基町庁舎南館及び北館 <u>地域部地域課長</u>（以下「<u>地域課長</u>」という。） (5)～(10) 略 2 略 (部隊の編成) 第8条 略 2 前項の部隊の編成及び運用は、本部庁舎にあつては施設課長、別館基町庁舎にあつては<u>地域課長</u>、広島県運転免許センター庁舎及び広島県東部運転免許センター庁舎にあつては運転免許課長がつかさどる。	(定義) 第2条 略 2 略 (1)～(4) 略 (5) 鉄道警察隊庁舎 広島市南区松原町1番2号の<u>地域部鉄道警察隊</u>が使用する庁舎をいう。 (6) 略 <u>(7) 高速隊庁舎 広島市安佐南区川内二丁目8番1号の交通部高速道路交通警察隊が使用する庁舎をいう。</u> <u>(8)・(9) 略</u> (10)・(11) 略 (12) 航空隊広島空港庁舎 三原市本郷町善入寺94番地の22の<u>広島県警察航空隊</u>が使用する庁舎をいう。 (13)・(14) 略 (庁舎取締りの所掌) 第3条 略 (1)～(3) 略 (4) 別館基町庁舎南館及び北館 <u>地域部自動車警ら隊長</u>（以下「<u>自動車警ら隊長</u>」という。） (5)～(10) 略 2 略 (部隊の編成) 第8条 略 2 前項の部隊の編成及び運用は、本部庁舎にあつては施設課長、別館基町庁舎にあつては<u>自動車警ら隊長</u>、広島県運転免許センター庁舎及び広島県東部運転免許センター庁舎にあつては運転免許課長がつかさどる。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。